

# 令和8年度与那原町脱炭素普及啓発に関する企画運営委託業務 －仕様書－

## 1 業務概要

- (1) 業務名 与那原町脱炭素普及啓発に関する企画運営委託業務
- (2) 委託場所 与那原町地内
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年1月29日
- (4) 実施内容 脱炭素先行地域事業の取組を加速させるため、住民及び企業向けに脱炭素プロモーションイベントの開催や普及啓発動画の定期配信、脱炭素へ行動変容を促すための、自由な発想による独自の普及啓発施策の提案・実施。

## 2 業務目的

与那原町は、令和4年11月に環境省の脱炭素先行地域に選定され「みんなで創る地域脱炭素社会と活気あふれる美らまち与那原～新しい未来へ綱げて～」を目標に、脱炭素の取組を通して、稼ぐ力の向上や住民生活の質の向上を目指し、各種取組（以下、「脱炭素先行事業」という。）を行っている。

脱炭素社会の実現に向けては、住民・事業者が本事業の目的を理解・納得し、関係者で一体となって取り組んでいくことが重要と考えている。

そこで、本委託業務では、脱炭素先行地域事業の推進に必要不可欠である住民・事業者から協力を得られるように、脱炭素先行事業をわかりやすく伝え、日々の生活や事業活動における具体的な行動変容を促し、その定着を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

住民・事業者を対象に脱炭素プロモーションイベントなどを開催して、脱炭素先行事業をわかりやすく伝える。なお、実施に当たっては、脱炭素先行地域計画提案書の達成に資するものとする。

与那原町脱炭素先行地域計画提案書（環境省HP）

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/2nd-teiansyo-20.pdf>

### 【脱炭素プロモーションイベント（1回）】

#### (1) 脱炭素プロモーションイベント企画立案・内容調整

- ①与那原町脱炭素先行地域計画提案書の実現に資するイベントの内容を企画・立案すること。
- ②お笑い、演劇、体験型プログラム等、エンターテインメント性を活かし、脱炭素を「楽しんで学べる」イベントとして企画すること。
- ③参加者の興味・関心を高め、実施後も脱炭素行動を意識づけられる内容とすること。

- ④具体的な内容・日程等を検討し、本町と調整すること。調整後、企画書を作成し、本町に提出すること。また、制作を必須とする広報物も含めた全体スケジュールを構築すること。
- ⑤実施に向け、必要に応じて、関係各所と調整を行うこと。
- ⑥特に、広く周知する為マスメディアとの共催・後援等を調整すること。なお、マスメディアとの連携については本町及び関係各所と協議を行うこと。

## (2) 出演内容調整等

- ①出演者との日程調整や出演内容を調整すること。また、承諾依頼や謝金等の支払い手続きを行うこと。
- ②必要に応じて適宜発表資料の確認や作成支援等を行うこと。
- ③本町の取組を深く理解してもらうための台本作成や出演者へ事前レクチャーを行うこと。なお、レクチャーの内容については本町と事前協議を実施すること。
- ④エンターテインメント性を活用した手法とし、形式を限定せず、来場者が楽しみながら自然と脱炭素の必要性や町の取組について理解できる内容とすること。
- ⑤出演者の選定については、来場者メインターゲットである 20~40 代ファミリー層の集客向上にふさわしい者とする事。

## (3) 広報

- ①広く効果的な周知方法を検討し、広報すること。
- ②チラシ、ポスターなどの紙媒体に加え、SNS 等デジタルを活用した広報も行うこと。その他、印刷事業者とチラシ・ポスター等の作成、開催に向けた必要資材の確保調整等を行うこと。  
チラシ・・・A4 サイズ、カラー、両面、2,000 枚以上  
ポスター・・・A2 サイズ、カラー、片面、50 枚以上
- ③ラジオ番組等のメディアを活用した周知を実施すること。

## (4) 脱炭素プロモーションイベント運営

- ①イベントの運営においては必要に応じて外部人員を確保するなど、適切な人数で運営すること。
- ②イベント全体の盛り上げとテーマの深掘りを両立できる人員（モデレーター含む）を確保すること。
- ③司会進行・統括等の開催運営を行うこと。司会に関しては、必要に応じて、外部人員の確保を行うこと。
- ④イベント運営を行う為の機器取り扱い等は事前にリハーサルを行うなど、当日不備が出ないようにすること。
- ⑤後述する報告書作成のための録音、写真撮影などを実施するとともに、イベントの有効性や効果を検証するための来場者アンケート調査を実施すること。
- ⑥本イベントは、カーボンクレジット等を活用したカーボンオフセットを実施し、環境に配慮した運営とすること。

⑦開催内容は以下のとおりとする。本町との協議により変更の可能性があることに注意すること。

- ・名 称：企画に合ったプロモーションイベントの名称を提案すること。
- ・開催期間：令和8年11月～12月中
- ・開催方法：上の森かなちホールまたは沖縄女子短期大学にて現地開催
- ・講演テーマ及び内容：

テーマ	内容
脱炭素社会の実現について	エンターテインメント性を取り入れたステージイベントとする

※テーマについては、協議のうえ変更できるものとする。

- ・開催場所：与那原町上の森かなちホールまたは沖縄女子短期大学
- ・ターゲット：与那原町民（主に20～40代のファミリー層）、脱炭素に関心のある者、周辺の自治体の脱炭素担当者、その他、脱炭素に関心を持ち、各種取組をしている者
- ・登壇者：出演者（沖縄県内タレントなど） 3～4組以上  
モデレーター 1名以上  
※登壇人数は企画内容に基づき協議
- ・来場者アンケート：参加者からアンケートをとるものとする。
- ・アーカイブ配信：当日は動画撮影をし、イベント終了後に本町公式 SNS（YouTube等）にて閲覧可能な状態にする。
- ・時間：合計120分とし、内容に合わせて柔軟に構成したうえで時間配分を提案すること。

※以下は一例とする

- |           |     |
|-----------|-----|
| ①ステージイベント | 60分 |
| ②トークセッション | 50分 |
| ③予備       | 10分 |

#### （5）とりまとめ作業（開催後作業）

- ①開催当日に記録した動画・録音記録、写真および発表スライド、来場者アンケート等を用いて、イベントの公演の概要、参加者、アンケート結果等をまとめた「イベント報告書（詳細版と概要版）」を作成すること。
- ②作成にあたっては、本町に確認等を行ったうえで作成すること。
- ③アンケートについては、単なる集計に留まらず、次年度以降の普及啓発施策につながるよう詳細かつ多角的な分析を行なうこと。

[詳細版]

- ・アンケート項目を属性別にクロス集計し、ターゲットごとの傾向や課題を詳細に分析すること。
- ・分析結果を踏まえ、次年度以降の開催に向けた具体的な改善策や企画の方向性を提案すること。
- ・発言内容や当日の盛り上がり（会場の反応）が具体的に分かるよう取りまとめること。

[概要版]

・ A4 判 5 枚以内（主要な成果や課題を簡潔にまとめたものとする）

(6) 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納品時の計 3 回程度実施する。

**【普及啓発動画の定期配信】**

(1) 啓発動画を活用した脱炭素プロモーションイベントの集客および周知広報  
制作済みの動画素材を活用し、イベントの開催に向け、住民および企業をターゲットとした告知・広報業務を行うこと。本業務における「定期配信」とは、SNS 広告（YouTube 広告、Instagram 広告等）を活用し、ターゲット層に対して動画を配信する「広告出稿業務」を指す。

(2) 契約期間を通じた定期的な広報

脱炭素への関心醸成を目的とし、契約期間を通してバランスよく定期的に SNS 広告出稿を実施し、日常的に脱炭素や町の取組を目にする機会を作ること。

(3) 運営上の留意点

①各種広報活動は、プロモーションイベントの周知時期および開催後のフォローアップ期間を考慮し、一貫性を持って実施すること。

②若年層をはじめとしたターゲット層の目に留まるよう、SNS の利用状況やトレンドを適宜分析し、最適なプラットフォームの選定および配信内容の調整を柔軟に行うこと。

③本業務における動画配信は、1 ヶ月に 2 週間程度の配信頻度を目安とし、既存素材を用いた効率的な広告運用を行うこと。

※定期広報期間は 5～6 ヶ月とし、回数は協議のうえ変更できるものとする。

④配信実績や総視聴回数、流入経路などから属性分析等を行うこと。また、その結果からより効果的に動画を活用するための具体的な改善案（媒体、配信手法等）を提案すること。

**【独自提案による普及啓発施策の実施】**

(1) 企画の方向性

①脱炭素に関心がない層や、これまでの啓発活動では届かなかった層が興味を持つきっかけになる親しみやすい企画を提案すること。

②形式について限定はせず、キャンペーン、デジタル活用、展示、あるいはそれらを組み合わせたものなど、自由な手法で効果的なものを検討すること。

**4 業務成果品等**

- ・ 企画書（イベント、独自提案による普及啓発施策）・・・・・・・・・・1 部
- ・ イベントチラシ（A4 サイズ、カラー、両面）・・・・・・・・・・2,000 枚以上

- ・ イベントポスター（A2 サイズ、カラー、片面） . . . . . 50 枚以上
- ・ 報告書（イベント、独自提案による普及啓発施策） . . . . . 1 部  
   ※詳細版、カラー印刷・A4 版
- ・ 報告書（イベント、独自提案による普及啓発施策） . . . . . 1 部  
   ※概要版、カラー印刷・A4 版
- ・ 電子データ（企画書・動画・写真・報告書原稿データ等） . . . . . 1 部
- ・ 普及啓発動画の定期配信結果報告書 . . . . . 1 部

## 5 著作権の取扱い

本委託によって得られた成果品および本委託の履行過程で得られたデータ等（写真、動画等）の著作権は与那原町に帰属します。受託者は成果品等について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証し、万一第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとしします。